

## 社会福祉法人 隆愛会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆愛会（以下当法人という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれた者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 評議員の報酬については、別表1に定める額とする
- (2) 監事の報酬については、別表2に定める額とする
- (3) 非常勤理事の報酬については、別表3に定める額とする
- (4) 常勤理事の報酬、賞与については、別表4に定める額とする
- (5) 常勤理事の賞与については、別表5に定める

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支払い及び控除については、隆愛会職員給与規則を準用する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会、評議員会等など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から

日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けてから行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

この規定は、平成29年 7月 1日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

各年度の総額が300,000円を超えない範囲で評議員会で定める報酬等の支給の基準

役職名	報酬の額	支給の方法	支給の形態
評議員	10,000円	出席の都度	現金支給

別表 2 (監事の報酬)

役職名	報酬の額	支給の方法	支給の形態
監事	10,000円	出席の都度	現金支給

別表 3 (非常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額	支給の方法	支給の形態
監事	10,000円	出席の都度	現金支給

別表 4 (常勤理事の報酬)

月額の報酬

役職名	報酬の額	支給の方法	支給の形態
常勤理事	400,000円	月額 銀行振込	現金

別表 5 (常勤理事の賞与)

賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在職した場合に、法人の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は、支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
4月1日から 9月30日まで	6月30日
10月1日から 3月31日まで	12月10日